参考資料２

複数の科研費による共同利用設備の購入について

１．現状

(1)　科研費は、応募・採択された研究課題の研究を遂行するために必要となる経費（直接経費）を補助するものであり、他の経費と合算して使用する場合であっても、当該研究課題の研究遂行に限って使用を認めるという考え方をとっている。

○平成 23 年度文科省研究者使用ルール（補助条件）抜粋

【合算使用の制限】

2-9　直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

①　補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて 1 回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合

②　補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて 1 個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合

③　直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）の購入経費として使用する場合には、研究者が所属研究機関を変更する際などに補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。）

(2)　当該研究課題の研究遂行に限って研究費の使用を認めるという考え方は、他の競争的資金においても同様である。

２．背景

(1)　国立大学の運営費交付金などの基盤的経費が十分に確保されない状況が続く中で、耐用年数が経過した既存設備の更新も難しくなっているケースも多い。こうした中、新たに設備を購入するためには、科研費などの競争的資金に頼らざるを得ないが、優れた性能の設備を購入しようとすると、科研費の一つの研究課題の配分額では十分でない場合もある。

(2)　一方において、研究課題ごとに設備が購入されるため、大規模大学では、同一研究科内に同じような設備が複数台存在することもある。

(3)　なお、科研費で購入された設備は、科研費の研究遂行に支障がなければ、他の研究者が使用することを妨げていないが、現実には使用しにくいという状況にある。

３．対応案

科研費の目的は、一義的には優れた研究課題に対して支援を行うことであるが、これを通して学術研究の振興を図ることが大目的である。

この観点から、平成 24 年度より、科研費の合算使用の制限を緩和することで、複数の研究課題の直接経費を合算しての共同利用設備（以下、「共用設備」）の購入を可能とし、設備の共用を促進し、研究環境の向上を図ることとする。

〈共用設備購入に当たっての留意点の例〉（検討中）

○共用設備の購入経費を支出する各研究課題の補助事業者（研究代表者・研究分担者）は、同一の研究機関に所属していること

○研究機関は、各研究課題の負担額の割合及びその根拠等について、書面で明らかにしておくこと

○研究機関は、各研究課題の研究遂行に支障を来すことがないよう、設備の使用時期等についてあらかじめ確認すること

○その他、共用に関するルールを定め、組織として適切に管理・運用すること

○運営費交付金など使途に制限のない経費を加えて、科研費の合算額以上の設備を購入することも可能であること。また、共用設備に係る研究支援者の配置についても考慮することが望ましいこと

○研究機関は、共用設備に関する情報を研究機関内で共有し、これらの設備の有効活用が図られるように努めること

４．今後の予定

(1)　共同利用設備購入に当たっての留意点等について、平成 23 年度中に各研究機関に通知する予定。

(2)　改正した補助条件やハンドブックは、平成 24 年 4 月に各研究機関に通知する予定。

複数の科研費の合算使用による設備共用の促進

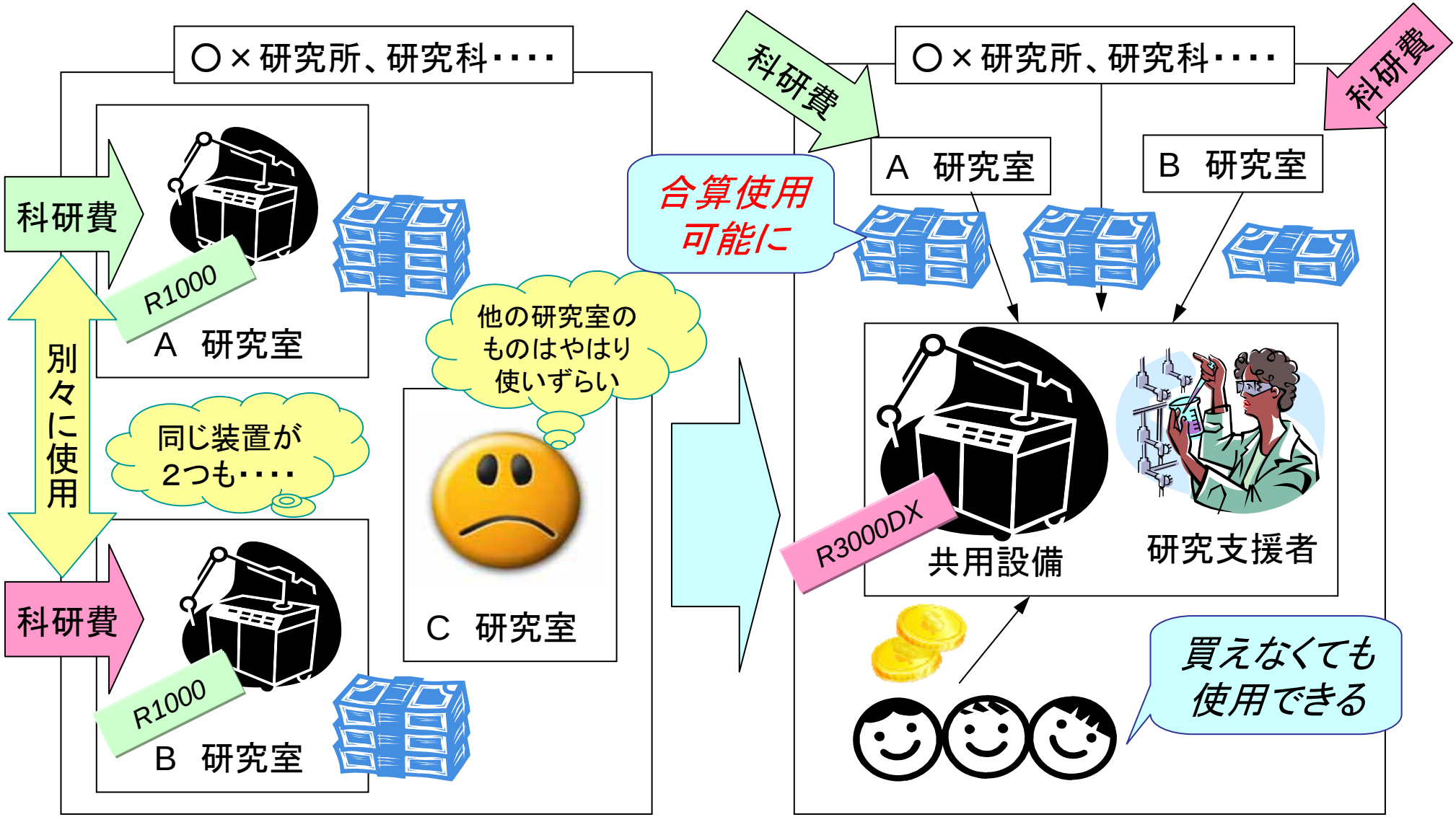

☆　異なる科研費の合算による設備の購入を可能にし、設備の共用を促進する
☆　各ケースごとに、拠出額、共用ルールなどを合理的に定めておく